

西京区ダミーカメラ支給希望団体の募集要項

西京区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、「地域の絆で安心安全なまち西京」を目指す区民の皆様の防犯のための自主的な環境整備活動を支援している。

この支援の一環として、まちを明るくして犯罪抑止効果の高い環境づくりに向け、ダミーカメラの支給を希望する自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）を下記のとおり募集する。

記

1 対象となる自治会等

次に掲げる要件を全て満たす西京区内の自治会等とする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約及び代表者を決めていること。

2 申請台数

- (1) 1自治会等につき5台まで。ただし、小学校区単位の申請についてはこの限りでない。
- (2) 予算の範囲内での支給となるため、希望数量を支給できない場合がある。

3 申請方法

(1) 申請場所

西京区役所地域力推進室まちづくり担当
洛西支所地域力推進室まちづくり担当

(2) 提出書類

- ア ダミーカメラ支給申請書（様式1）
- イ 設置場所の分かる地図及び現況写真
- ウ ダミーカメラの設置に関する承諾書（様式2）
- エ その他区長が必要と認める書類

4 申請に際する注意事項

- (1) 設置場所については、原則として街灯の少ない路地や私道等、不特定多数の方が通行・利用する人目につきにくい場所とし、私的利用に資するものは対象外とする。
- (2) 支給は予算の範囲内とし、犯罪防止の効果が高いと想定される箇所を優先的に選定する。
- (3) 設置予定箇所の建物等の管理者から、承諾（又は許可）を得ていること。
- (4) 公の施設にダミーカメラを設置することは認めない。

5 支給の決定

- (1) 申請者及び支給物品の数量等は、予算の範囲内で西京区長が決定する。
- (2) 支給の決定に際し、必要に応じて「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区推進協議会に意見を求めることができる。
- (3) 支給・不支給の決定等については、ダミーカメラ支給決定通知書（様式3）、又は、ダミーカメラ不支給決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

6 支給後の注意事項

支給を受けた自治会等は、次に掲げる事項を順守すること。

- (1) 設置を完了のうえ、ダミーカメラ設置完了報告書（様式5）を提出すること。
- (2) ダミーカメラの設置及び維持管理に係る費用（充電電池の交換を含む。）については、申請者が負担すること。
- (3) 設置したダミーカメラに、盗難、破損等のないよう維持管理に努めること。
- (4) 当該ダミーカメラが設置後3年以内に盗難等を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出するとともに、ダミーカメラ盗難等報告書（様式6）を提出すること。
- (5) ダミーカメラの目的外使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないこと。

7 問合せ先

西京区役所地域力推進室まちづくり担当

電話 075-381-7197

洛西支所地域力推進室まちづくり担当

電話 075-332-9318